

令和4年高島市教育委員会
第3回定例会議事日程

日 時 令和4年3月24日(木)
午前10時00分
場 所 高島市役所 新館2階 教育委員会室

1. 教育長あいさつ

2. 令和4年第2回定例会会議録の承認

3. 令和4年第1回臨時会会議録の承認

4. 会議録署名委員の指名

5. 議事

日程第1 議第9号 高島市スポーツ推進委員の委嘱について

日程第2 議第10号 高島市立学校産業医の委嘱について

日程第3 議第11号 高島市立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の委嘱について

日程第4 議第12号 高島市立学校学校運営協議会設置規則の一部を改正する規則案

日程第5 議第13号 高島市地域学校協働活動推進員設置要綱の一部を改正する告示案

日程第6 議第14号 令和4年度教育の重点(案)について

6. 報告

報告第2号 令和4年3月高島市議会定例会一般質問の概要について

7. 今後の日程

令和4年第3回定例会座席表

川原林 正英 教育委員	小多 偕裕 教育委員	上原 重治 教育長	三矢 艶子 教育委員	
----------------	---------------	--------------	---------------	--

教育指導部長 川島 浩之	高島市役所 新館 2階 教育委員会室 教育長 1 教育委員 3 説明員 12 事務局 2 <hr/> 合計 18			教育総務部長 日置 武司
学校教育課長 饗庭 一弥				教育総務部次長 教育総務課長 饗庭 眞二
学事施設課長 山本 一郎				教育総務部次長 市民会館長 山本 純子
学校給食課長 長瀬 千恵美				社会教育課長 小川 祥枝

教育総務課 主事 末綱 美都	教育総務課 参事 上原 真哉	図書館長 柳森 和人	国スポ・障スポ 大会推進課長 野崎 良樹	市民スポーツ 課長 玉木 健史	文化財課長 横井川 博之
----------------------	----------------------	---------------	----------------------------	-----------------------	-----------------

事務局

入口

傍聴席

議第9号

高島市スポーツ推進委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和4年3月24日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

高島市スポーツ推進委員の委嘱について

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第1項の規定に基づき、高島市スポーツ推進委員に次の者を委嘱することにつき、議決を求める。

記

別紙のとおり

別紙

高島市スポーツ推進委員

	氏名	経験種目、所属等	新任・再任
1	饗庭 一弥	ソフトテニス 新旭地域スポーツ振興会理事	再任
2	青木 登	柔道 安曇川柔道スポーツ少年団指導者	新任
3	足立 久美子	バレーボール 新旭地域スポーツ振興会理事	再任
4	池田 武蔵	サッカー、水泳、剣道 日本サッカー協会公認キッズリーダー 日本サッカー協会公認審判員（3級）	新任
5	伊崎 一郎	卓球 今津地域スポーツ振興会理事	再任
6	石田 雅子	今津地域スポーツ振興会理事 元健康推進員	再任
7	井上 幸子	バレーボール	再任
8	井花 春美	体操 高島市スポーツ協会副会長 健康運動指導士	再任
9	井保 竜也	スキー 新旭地域スポーツ振興会理事 高島市スポーツ少年団副本部長	再任
10	上原 忍	スキー、バレーボール 朽木地域スポーツ振興会理事	再任
11	梅村 晶子	バレーボール	再任
12	小川 英昭	陸上競技、ゴルフ、バスケットボール	新任
13	奥村 竜二	ソフトボール 今津地域スポーツ振興会理事	再任
14	梶谷 明美	バドミントン	再任
15	河合 広雄	サッカー、ゴルフ 朽木地域スポーツ振興会理事	再任
16	川口 めぐみ	陸上競技、バレーボール 新旭地域スポーツ振興会理事	再任
17	川越 秀樹	バレーボール	再任

	氏名	経験種目、所属等	新任・再任
18	川島 浩之	柔道 新旭地域スポーツ振興会理事	再任
19	河原田 豊則	野球、バレーボール	新任
20	岸本 泰子	バレーボール 朽木地域スポーツ振興会理事 朽木スポーツ少年団指導者	再任
21	木津 紘子	バレーボール 高島地域スポーツ振興会理事	再任
22	木下 ます美	剣道、バレーボール 今津地域スポーツ振興会理事	再任
23	澤 悦弘	テニス 高島地域スポーツ振興会理事	再任
24	清水 英和	野球	再任
25	清水 佳治	野球、ソフトテニス 新旭地域スポーツ振興会理事	再任
26	添田 将智	バレーボール	再任
27	武田 基裕	スキー 全日本スキー連盟指導員 朽木地域スポーツ振興会理事	再任
28	田中 孝夫	ソフトボール、ノルディックウォーキング 高島地域スポーツ振興会理事	再任
29	田邊 栄美子	バレーボール 安曇川地域スポーツ振興会理事 安曇川バレーボールスポーツ少年団指導者	再任
30	堤 千賀子	バレーボール 高島地域スポーツ振興会理事	再任
31	寺井 治幸	サッカー マキノサッカースポーツ少年団指導者	再任
32	中村 真由美	バレーボール	再任
33	前川 紀子	ピラティス	新任
34	山本 渉	剣道 今津地域スポーツ振興会理事	再任
35	吉村 光弘	マラソン、野球、ラグビー 高島地域スポーツ振興会理事	再任

任期：令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

議第10号

高島市立学校産業医の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和4年3月24日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

高島市立学校産業医の委嘱について

高島市立学校に職員の健康管理等を行わせる医師として、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条第2項に規定する産業医を置くものとし、次の者を委嘱することにつき、議決を求める。

記

氏名	所属等	備考
本多 朋仁	本多医院	マキノ東小学校ほか12小学校 マキノ中学校ほか5中学校

任期：令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

議第 1 1 号

高島市立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の委嘱について
上記の議案を提出する。

令和 4 年 3 月 2 4 日

高島市教育委員会

教育長 上 原 重 治

高島市立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の委嘱について

学校保健安全法（昭和 3 3 年法律第 5 6 号）第 2 3 条第 3 項の規定に基づき、高島市立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師に次の者を委嘱することにつき、議決を求める。

記

別紙のとおり

別紙

学校医、学校歯科医および学校薬剤師

	学校医（内科）	所属等	担当校
1	河原 敦	マキノ病院	マキノ東小学校、マキノ西小学校、マキノ南小学校およびマキノ中学校
2	前田 昌彦	あいりんクリニック	今津北小学校
3	岡田 清春	おかだ小児科医院	今津東小学校
4	藤井 恒夫	藤井医院	今津中学校
5	前川 源司	前川クリニック	今津東小学校および今津中学校
6	岸本 景子	けいこピュアクリニック	今津東小学校および今津中学校
7	宮本 昌子	みやもと整形外科クリニック	朽木東小学校、朽木西小学校および朽木中学校
8	東 正久	東医院	青柳小学校
9	小泉 聡	小泉クリニック	安曇小学校および安曇川中学校
10	多胡 博雄	多胡クリニック	安曇小学校、本庄小学校および安曇川中学校
11	氷室 実	氷室内科医院	安曇川中学校
12	小篠 一彦	おごさ医院	高島小学校および高島中学校
13	片岡 謙	片岡クリニック	新旭南小学校および湖西中学校
14	納富 隆	湖西クリニック	新旭南小学校および湖西中学校
15	澤村 五茂	澤村クリニック	新旭北小学校
16	本多 朋仁	本多医院	新旭北小学校

	学校医（耳鼻科）	所属等	担当校
1	山内 一浩	山内耳鼻いんこう科	マキノ東小学校、マキノ西小学校、マキノ南小学校、マキノ中学校、今津東小学校、今津北小学校、今津中学校、朽木東小学校、朽木西小学校、朽木中学校、安曇小学校、青柳小学校、本庄小学校、安曇川中学校、高島小学校、高島中学校、新旭南小学校、新旭北小学校および湖西中学校

	学校医（眼科）	所属等	担当校
1	中西 紀典	中西眼科医院	マキノ東小学校、マキノ西小学校、マキノ南小学校、マキノ中学校、今津東小学校、今津北小学校、今津中学校、朽木東小学校、朽木西小学校および朽木中学校
2	晴山 正志	はれやま眼科	安曇小学校、青柳小学校、本庄小学校および安曇川中学校
3	安原 徹	やすはら眼科クリニック	高島小学校、高島中学校、新旭南小学校、新旭北小学校および湖西中学校

	学校歯科医	所属等	担当校
1	撰 能理子	林歯科医院	マキノ西小学校、マキノ南小学校、およびマキノ中学校
2	藤本 篤	藤本歯科医院	マキノ東小学校
3	堀井 長幸	堀井歯科医院	今津北小学校および今津中学校
4	前川 幹男	前川歯科医院	今津東小学校および今津中学校
5	原田 直一	原田歯科医院	今津東小学校および今津中学校
6	大山 恒徳	おおやま歯科クリニック	安曇小学校および安曇川中学校
7	中野 公	なかの歯科	安曇川中学校
8	安原 善蔵	安原歯科医院	本庄小学校
9	山本 修	山本歯科医院	朽木西小学校、安曇小学校および安曇川中学校
10	横木 薫	横木歯科医院	青柳小学校
11	足立 剛	あだち歯科クリニック	朽木東小学校および朽木中学校
12	角谷 慶範	かくたに歯科クリニック	高島小学校
13	安原 善樹	安原歯科医院	高島中学校
14	野上 昌義	野上歯科医院	新旭北小学校
15	藤本 洋子	藤本歯科医院	湖西中学校
16	松田 直哉	まつだ内科、歯科クリニック	新旭南小学校

	学校薬剤師	所属等	担当校
1	瀧 江都子	共創未来高島薬局	マキノ東小学校およびマキノ西小学校
2	吉村 光弘	調剤薬局マリーン	マキノ南小学校およびマキノ中学校
3	林 真吾	りんご薬局	今津東小学校
4	岡尾 弘美	たんぼぼ薬局 高島店	今津北小学校
5	沖津 敏子	フタバ薬局 新旭店	今津中学校
6	上村 るり子	ケーエーシー薬局	朽木東小学校および朽木中学校
7	宮川 仁紀	たかひげ調剤薬局	朽木西小学校
8	保井 洋平	-	安曇小学校および安曇川中学校
9	戸井 恵子	ルックドイ薬局 安曇川店	青柳小学校
10	岡田 慎也	ユタカ薬局安曇川	本庄小学校
11	手柴 順子	-	高島小学校および高島中学校
12	藤原 栄子	ひかり薬局	新旭南小学校
13	山川 邦之	とうじゅ薬局	新旭北小学校
14	垣本 修吾	みつばち調剤薬局	湖西中学校

任期：令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

議第12号

高島市立学校学校運営協議会設置規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

令和4年3月24日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

高島市立学校学校運営協議会設置規則の一部を改正する規則

高島市立学校学校運営協議会設置規則（平成30年高島市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第47条の6第1項」を「第47条の5第1項」に改める。

第2条第1項各号を次のように改める。

- (1) 対象学校の所在する地域の住民
- (2) 対象学校の児童生徒の保護者
- (3) 対象学校を担当する地域学校協働活動推進員
- (4) 学識経験者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

第2条第3項を次のように改める。

3 委員は、非常勤とする。

第3条を次のように改める。

（任期）

第3条 委員の任期は、任命の日からその日の属する年度の末日までとする。

ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。

第15条第1項を次のように改める。

教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、その意に反してこれを解任することができる。

- (1) 第4条の規定に反したとき。
- (2) その他解任に相当する事由が認められるとき。

付 則
この規則は、公布の日から施行する。

高島市立学校学校運営協議会設置規則新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(設置)</p> <p>第1条 高島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育委員会および校長がその権限と責任の下、保護者および地域住民とが一体となって学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第47条の6第1項</u>の規定に基づき、高島市立学校に学校運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>(委員)</p> <p>第2条 協議会の委員（以下「委員」という。）は10人以内とし、次に掲げる者のうちから、校長（協議会を設置する当該学校の校長をいう。以下同じ。）の推薦により教育委員会が任命する。</p> <p>(1) <u>地域の住民</u></p> <p>(2) <u>保護者</u></p> <p>(3) <u>地域学校協働活動推進員</u></p> <p>(4) <u>その他教育委員会が必要と認める者</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第3条 <u>委員の任期は、任命の日から1年とし、再任を妨げない。</u></p> <p>2 <u>前条第2項の規定による補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 高島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育委員会および校長がその権限と責任の下、保護者および地域住民とが一体となって学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第47条の5第1項</u>の規定に基づき、高島市立学校に学校運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>(委員)</p> <p>第2条 協議会の委員（以下「委員」という。）は10人以内とし、次に掲げる者のうちから、校長（協議会を設置する当該学校の校長をいう。以下同じ。）の推薦により教育委員会が任命する。</p> <p>(1) <u>対象学校の所在する地域の住民</u></p> <p>(2) <u>対象学校の児童生徒の保護者</u></p> <p>(3) <u>対象学校を担当する地域学校協働活動推進員</u></p> <p>(4) <u>学識経験者</u></p> <p>(5) <u>その他教育委員会が必要と認める者</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>委員は、非常勤とする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第3条 <u>委員の任期は、任命の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>2 <u>委員は、再任されることを妨げない。</u></p>

(委員の解任)

第15条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があったとき。
- (2) 第4条の規定に反したとき。
- (3) その他解任に相当する事由が認められるとき。

2 (略)

(委員の解任)

第15条 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、その意に反してこれを解任することができる。

- (1) 第4条の規定に反したとき。
- (2) その他解任に相当する事由が認められるとき。

2 (略)

議第13号

高島市地域学校協働活動推進員設置要綱の一部を改正する告示案

上記の議案を提出する。

令和4年3月24日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

高島市地域学校協働活動推進員設置要綱の一部を改正する告示

高島市地域学校協働活動推進員設置要綱（平成29年高島市教育委員会告示第22号）の一部を次のように改正する。

第4条中「および公民館長」を削る。

高島市地域学校協働活動推進員設置要綱新旧対照表

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">(委嘱)</p> <p>第4条 推進員は、各学校区の<u>学校長および 公民館長の推薦により</u>、教育委員会が委嘱 する。</p>	<p style="text-align: center;">(委嘱)</p> <p>第4条 推進員は、各学校区の<u>学校長の推薦 により</u>、教育委員会が委嘱する。</p>

議第14号

令和4年度教育の重点（案）について

上記の議案を提出する。

令和4年3月24日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

令和4年度教育の重点（案）について

第2期高島市教育大綱（令和3年3月策定）の効果的な推進を図るため、令和4年度における重点的な取り組みをまとめた「令和4年度教育の重点」を別紙のとおり作成することにつき、議決を求める。

(案)

高島の志の教育

令和4年度教育の重点



高島市教育委員会

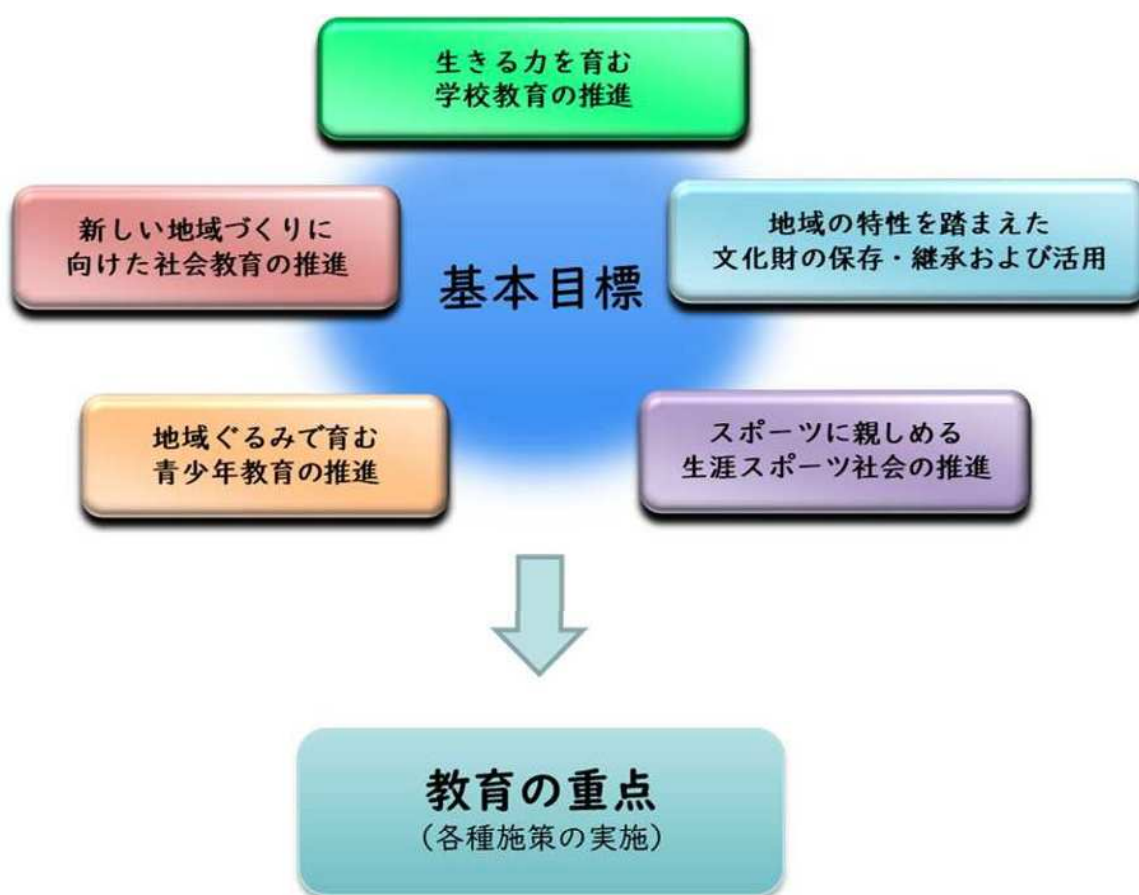
目 次

高島の志の教育（教育の重点）について	1
目標 1 生きる力を育む学校教育の推進	2
目標 2 新しい地域づくりに向けた社会教育の推進	4
目標 3 地域ぐるみで育む青少年教育の推進	5
目標 4 地域の特性を踏まえた文化財の保存・継承および活用	6
目標 5 スポーツに親しめる生涯スポーツ社会の推進	7

高島の志の教育（教育の重点）について

令和3年3月策定の「第2期高島市教育大綱※」の効果的な推進を図るため、令和4年度において重点的に取り組む事項を「高島の志の教育 令和4年度教育の重点」にまとめ、取り組みを進めます。

第2期高島市教育大綱（「高島の志の教育」の推進）



※ 第2期高島市教育大綱（計画期間：令和3年度～令和7年度）では、「市民一人ひとりが高い志をもち、生涯にわたって学び、学んだことを人々のため、社会のために役立てようと行動するひとを育てる『高島の志の教育』の推進」を基本方針としています。

目標Ⅰ 生きる力を育む学校教育の推進

すべての子どもが夢と希望をもち、健やかに育つよう、地域と一体となって、生きる力を育む学校教育を進めます。

1. 小中一貫教育を中核に据えた系統的・継続的な指導

(1) 小中一貫教育の充実

小中学校9年間を見据えた系統的・継続的な学習指導や生徒指導を行い、「自ら考え、判断し、行動する力」を育てます。

- ① 小中教員による共同授業研究会の実施
- ② 小学校での一部教科担任制の実施
- ③ 協働的な学習集団づくりの推進



異学年交流

(2) 外国語教育の充実

言語習得段階を踏まえた外国語教育を推進し、外国語に対する興味関心を高め、コミュニケーション能力を育成します。

(3) 道徳教育の推進

自らの考えを広げ深めるため、対話的な学びを通して、自他を認め合い、よりよく生きていこうとする心情を養います。



道徳「役割演技」

2. 学校におけるICTを活用した学び方の改革

1人1台端末の効果的な活用により、学び方を改革し、「個別最適な学び」と「協働した探究的な学び」の充実を図ります。

- ① 遠隔・オンライン教育の推進
- ② プログラミング教育の推進
- ③ ICTの活用に向けた教師の指導力の向上
- ④ ICT機器の充実と適切な維持管理
- ⑤ 最適な教育ソフトの導入に向けた調査研究



遠隔授業



タブレットでの学習

3. 新型コロナウイルス感染症への対策

子どもの命と健康を守ることを最優先に考え、国や県のガイドラインおよび高島市版「新しい生活様式」に基づき、引き続き、家庭と連携して感染症対策を図ります。

- ① 感染症対策（3密の回避、こまめな換気、消毒の励行、健康チェック等）
- ② 「新しい生活様式」を踏まえた教育活動の工夫

4. 系統的・継続的なキャリア教育の推進

地域に愛着をもち、地域に貢献しようとする人を育てるため、高島の豊かな自然環境や文化に触れる体験活動を重視するとともに、未来を切り拓く力が身に付くよう、系統的・継続的なキャリア教育を推進します。

- ① 豊かな自然を生かした体験活動
- ② 郷土の風土や歴史を学ぶ学習会
- ③ 職場体験学習とマナー講座の開催
- ④ 先輩や地域で活躍する大人との対話
- ⑤ キャリア・パスポートの活用



職場体験学習

5. いじめ等の未然防止

「高島市いじめ防止基本方針」に基づき、学校、家庭、地域、関係者、専門機関が連携を深め、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けた取り組みを推進します。

- ① 高島市いじめ問題対策委員会の開催
- ② 教職員を対象とした研修会等の開催
- ③ スクールソーシャルワーカー等の専門家の小中学校への派遣

【学校における取り組み】

- ① 「学校いじめ防止基本方針」に基づく未然防止の取り組みの推進
- ② いじめ防止対策委員会の開催
- ③ 命を大切にす講演会の開催
- ④ 児童会や生徒会が主催するいじめ防止活動の推進



生徒会によるいじめ防止活動

6. 学校給食を通じた食育の推進

(1) 地産地消の推進

高島産の新鮮で安全な食材の安定的な確保に努め、地域の食文化や季節の食材を取り入れた献立の充実を図ります。

- ① 地元農家等との連携による地場産野菜の安定的な確保
- ② 「高島デー（地場産物や郷土料理等高島にゆかりのある献立）」や「もりもり高島っ子（食育の日）」の実施

(2) 食に関する正しい理解と望ましい食習慣の育成

年間計画に基づき、栄養教諭を中心に食に関する正しい理解と望ましい食習慣の定着を図るとともに、食への感謝の気持ちを育みます。

(3) 学校給食費の完全無償化

「どこよりも子育て支援の充実したまちづくり」を目指し、引き続き、学校給食費を無償にして保護者の経済的な負担を軽減します。



「高島デー」の給食
(いさざの Калинин揚げほか)

目標2 新しい地域づくりに向けた社会教育の推進

社会の変化や地域課題に応じた学びを通して、ひとづくりに努めるとともに、その学習成果を生かし、持続可能な新しい地域づくりにつなげます。

1. 学校と地域が連携した教育の推進

学校と地域が「めざす子ども像」を共有し、一体となって地域の子どもを育てるよう、学校運営協議会の活性化と地域学校協働活動の充実を図ります。

- ① 学校・地域連携カリキュラムの作成と実践に向けた熟議
- ② 地域住民や関係団体によるネットワークの構築
- ③ コロナ禍における協働活動環境の確保



地域産業の学び

2. 市民大学の開校

地域の様々な分野において、主体的に活動できる人づくりを目指した「(仮称)たかしま市民大学」を開校します。

- ① 準備委員会によるカリキュラム検討
- ② 市民大学の開校



たかしま市民大学準備委員会

3. 公民館における新しい学びの推進

デジタル時代に対応した無線ネットワーク環境を活用し、多様な講座や教室等を開催して、市民の生涯学習活動を支援します。

- ① 社会的課題や学習ニーズに応じた講座や教室の開催
- ② 団体等との共催による講座の開催



スマホ教室

4. 読書活動の推進

(1) 家読^{うちどく}の推進

「高島市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの発達段階に応じた「家読（うちどく）」の啓発と推進に努めます。

各学校の活動と連携し、家庭での読書活動を推進します。

(2) 充実した図書館づくり

6つの図書館（室）が連携し、市民の生活課題の解決や生きがいづくりに役立つような様々な情報を提供します。

また、おはなし会等の読書振興事業を通して図書館の利用促進に努めます。

- ① おはなし会の開催
- ② 訪問貸出
- ③ 今津図書館、安曇川図書館照明のLED化



おはなし会（今津図書館）

(3) 絵本による子育て支援の推進

絵本を通して、よりよい親子関係を築き、心豊かな子どもを育てることを目的に、4か月児と1歳児を対象にブックスタートを実施します。



ブックスタートのプレゼント絵本

目標3 地域ぐるみで育む青少年教育の推進

自然体験や社会体験を通して、豊かな心と社会性を身に付けた行動力あふれる青少年を地域全体で育成します。

1. 社会性を身に付けた行動力ある青少年の育成

地域の大人との交流や豊かな地域資源を活用した体験活動を通して、未来を担う子どもの豊かな学びと成長を支援します。

- ① 地域教育力向上講座の開催
- ② 青少年の地域交流や自然体験活動の支援（よえもん道場等）
- ③ 青少年団体への支援



朽木の原生林めぐり

目標 4 地域の特性を踏まえた文化財の保存・継承および活用

地域の多彩な文化財を保存し、継承するとともに、その魅力の発信・活用を進めます。

1. 文化財の調査

古文書等の未指定文化財の調査や開発行為に伴う埋蔵文化財の発掘調査等を実施し、歴史的な価値を明らかにするとともに、資料の整理を継続的に行い、適切に管理します。

- ① 歴史資料（古文書等）確認調査および整理
- ② 埋蔵文化財発掘調査および整理、台帳作成

2. 文化財の保存、継承

指定文化財の維持管理や保存修理にかかる所有者等への支援を行い、後世に継承します。

また、重要文化的景観3地域のまちづくり協議会が行う保護継承のための取り組みを支援します。

- ① 名勝旧秀隣寺庭園、大溝陣屋総門の整備事業
- ② 重要文化的景観地域の重要な構成要素の保存修理
- ③ 重要文化的景観地域のまちづくり協議会の活動支援



旧秀隣寺庭園保存整備委員会



大溝陣屋総門の整備

3. 文化財の魅力の発信、活用

文化財の存在や魅力を広く情報発信するとともに、価値等を学び、活用につながる取り組みを進めます。

また、「高島市文化財保存活用地域計画」に基づき、文化財の保存活用を推進するため、文化財所有者、行政、市民が協働で取り組む体制づくりを進めます。

- ① 歴史体験学習会「たかしま歴史楽」、企画展、特別展の開催
- ② SNSによる文化財の情報発信
- ③ 朽木谷の歴史遺産ワークショップの開催
- ④ 「(仮称)高島市文化財保存活用地域協議会」による地域計画の推進



歴史体験学習会の開催



特別展の開催

目標5 スポーツに親しめる生涯スポーツ社会の推進

だれもが・いつでも・気軽にスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を創造します。

1. 魅力あるスポーツ活動の推進

それぞれの体力や年齢、目的に応じていつでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を目指して、スポーツ事業を充実させ、スポーツに触れる機会を創出します。

また、令和4年度が最終年度となる高島市スポーツ推進計画の第2期計画を策定します。

- ① 市民体力測定会や里湖で地域を結ぶウォーキング等の実施
- ② びわ湖高島栗マラソン等の開催
- ③ 第2期スポーツ推進計画の策定



里湖ウォーキング

2. 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会への取り組み

2025年に滋賀県で開催される第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会に向けて、開催準備業務を進めるとともに、大会の気運が高まるよう啓発イベントを開催します。

- ① 大会の正式決定後に準備委員会から実行委員会へ移行
- ② 開催競技体験教室等の啓発イベントの開催



銃剣道

3. スポーツ施設の利用環境の向上

市民がスポーツ等を楽しむ場であるスポーツ施設の定期点検等を実施し、安全性の確保に努めるとともに、利用環境の向上を図るため、施設照明のLED化等の改修を計画的に行います。

- ① 今津総合運動公園テニスコート照明のLED化
- ② 高島B&G海洋センタープール照明のLED化
- ③ 新旭森林スポーツ公園テニスコートの人工芝張替え



テニスコート照明のLED化



令和4年4月発行

編集 高島市教育委員会事務局 教育総務部 教育総務課

〒520-1592 高島市新旭町北畑565番地

TEL: 0740(25)8558 FAX: 0740(25)8145

ホームページ: <http://www.city.takashima.lg.jp>

報告第2号

令和4年3月高島市議会定例会一般質問の概要について

令和4年3月高島市議会定例会一般質問において、教育委員会に関する質問があったので質問内容および答弁結果を報告する。

令和4年3月24日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

記

別紙のとおり

令和4年3月高島市議会定例会
一般質問の概要

答弁結果
教育委員会抜粋版

**令和4年3月 高島市議会定例会
一般質問通告事項（会派代表）および答弁者一覧表**

所 属 氏 名	質 問 事 項	答 弁 者
市民クラブ 高島の虹 是永 宙 議員	今後の市政運営について	教育長
至誠会 廣部 真造 議員	市政運営について	教育長

**令和4年3月 高島市議会定例会
一般質問通告事項（個人）および答弁者一覧表**

氏 名	質 問 事 項	答 弁 者
磯部 亜希 議員	高島リビング・シフト構想について	教育指導部長
今城 克啓 議員	高島リビング・シフト構想の推進について	教育指導部長
藤田 昭 議員	一般質問から見てきた高島市における諸課題の対応について	教育総務部長

是永議員

(質問番号 1) 今後の市政運営について

5. 近江今津駅周辺地域まちづくり構想について

③近江今津駅周辺の文化財的な価値の調査を行うことについて

教育長答弁

(答) 是永議員の質問番号 1 の 5 点目の 3 つ目のご質問にお答えいたします。

「近江今津駅周辺の文化財的な価値の調査について」でございますが、近江今津駅周辺には、水陸交通の結節点として栄えた江戸時代の様相を伝える町並みや、明治時代以降の近代化の象徴とされるヴォーリズ的设计による建造物等がございます。

議員ご質問の調査につきましては、昨年 3 月の一般質問にもお答えいたしておりますように、すでに県や旧今津町、合併後の市において実施しております。その結果を踏まえ「高島市文化財保存活用地域計画」を令和 3 年 3 月に策定し、公表させていただいたところであります。

以上、私からの答弁といたします。

【担当：教育総務部 文化財課】

廣部議員

(質問番号 1) 市政運営について

1. 新型コロナウイルス感染症に関することについて

② コロナ禍において失われた可能性のある様々な教育機会をどのように捉え、今後の学校運営に反映するのか

教育長答弁

(答) 廣部議員の質問番号 1 の 1 点目の「コロナ禍において失われた可能性のある様々な教育機会をどのように捉え、今後の学校運営に反映するのかについて」のご質問にお答えいたします。

一 昨年 3 月には全国の小中学校が一斉に臨時休業となり、卒業式や入学式も従来の開催内容の見直しを余儀なくされ、これまでの 2 年間、子どもたちにとりましては、かつて経験したことのない学校生活を送ることになったところであります。

現状におきましても、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中で、本来、友達との触れ合いを通して、豊かな人間性を育てていくはずの教育活動が制限され、子どもたちが思う存分活動することができない中ではあります。例えば、日帰りとなった修学旅行では、コロナ禍であることを受け止めた上で、どの方面で、どのような活動が可能か、運動会や文化祭の内容をどうするのかなど、現状の課題をいかに解決できるかを、子どもたち自身が考え、判断し、実行していく活動を、各学校において実施しており、言い換えますと、公教育の役割の一つであります「生きる力」を育むことにも十分、意を用いながらの教育活動にもつながったのではないかと考えております。

こうした 2 年間にわたる学校生活の制約や経験は、かえって、子どもたちが本質的に大切なことは何かを自ら考え、今必要なこと、為すべきことを判断し、行動する主体的な学びへと高める転機になっていると捉えております。

今後は、コロナ禍の経験を踏まえ、各学校においては、ポストコロ

ナを前提にして、改めて子どもたちの主体的な学びを中核に据えた、新しい形での学校行事を模索していくよう、教育委員会としましても、支援してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

(再質問)

今後、教科の学習において、子どもたちの自主性を育てるための具体的な方針や取り組みを考えているのか。

教育長答弁

(答) お答えいたします。

これまでから、予測困難な時代を生きる現在の子どもたちに必要な力は、「自ら考え、判断し、行動する力」であると考えております。

議員ご質問の教科の学習におきましても、これからは1人1台配備されましたタブレット端末を活用して、一人ひとりに個別最適な学びはもとより、子どもたち同士が協働し、あるいは学校外の多様な方々との協働を図りながらも、主体的な学びを進めるために、探究的な学習を積極的に推進していきながら、「自ら考え、判断し、行動する力」を育ててまいりたいと考えております。

【担当：教育指導部 学校教育課】

磯部議員

(質問番号2) 高島リビング・シフト構想について

5. たかしま版「子育てリビング・シフト」について

②他地域から市内の学校に通われる場合の子どもたちへのサポートについて

教育指導部長答弁

(答) 磯部議員の質問番号2の5点目のうち、「他地域から市内の学校に通われる場合の子どもたちへのサポートについて」のご質問にお答えいたします。

これまでから、転居等の事情により、市内の学校に転入される場合には、転入前に在籍されていた学校と連絡を取り合い、授業の進捗を確認し、個別の学習支援に努めているところでございます。

また、子どもたちにとりましては、学校での生活環境が大きく変わりますことから、事前に保護者同伴で、学校施設の見学をしていただき、教員との面談の中で、学校生活の流れや準備物、通学方法等についてもお伝えしているところでございます。

たかしま版「スクールシフト」制度を活用され、他地域から市内の学校に転入される場合につきましても、子どもたちや保護者の思いを受け止め、新しい環境で、安心して学校生活を送れるよう、適切な支援に努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

【担当：教育指導部 学校教育課】

今城議員

(質問番号2) 高島リビング・シフト構想の推進について

3. たかしま版「スクールシフト」制度の導入にあたり、高島ならではの自然を生かした体験活動を取り入れることについて

教育指導部長答弁

(答) 今城議員の質問番号2の3点目のご質問にお答えいたします。

「たかしま版『スクールシフト』制度の導入にあたり、高島ならではの自然を生かした体験活動を取り入れることについて」でございますが、市内の各学校におきましては、登山やスキー教室、鮎の放流、琵琶湖でのカヤック体験など、高島ならではの豊かな自然を生かした体験活動を実施しているところでございます。

たかしま版「スクールシフト」制度によりまして、市内に転入される子どもたちにとりましては、豊かな自然を体感する貴重な機会となるのではないかと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

【担当：教育指導部 学校教育課】

藤田議員

(質問番号 1) 一般質問から見えてきた高島市における諸課題の対応について

1. 一般質問から見えてきた高島市における諸課題の対応について
- ③ 社会教育課長が兼務している公民館長の考え方について伺う。

教育総務部長答弁

(答) 藤田議員の質問番号 1 の 3 点目のご質問にお答えいたします。

「社会教育課長が兼務している公民館長の考え方について」ですが、公民館長につきましては、社会教育課との連携による公民館活動の充実を図る観点から、社会教育課長が兼務をしております。

社会教育課には、各公民館を担当する職員を置きまして情報の共有を図るとともに、合同研修などを実施することで連携の強化を図っておりますほか、館長の諮問機関であります公民館運営審議会からご意見等をいただきながら、より良い公民館運営に努めているところであります。

以上、私からの答弁といたします。

(再質問)

館長を公民館に配置することについて、公民館の設置条例との整合性はどうか。

教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。

今のご質問の趣旨は、公民館長を社会教育課長が兼務している現状についてという趣旨かと思いますが、全国的に見ますと、直近に行われています平成 30 年度の公益社団法人全国公民館連合会による全国公民館実態調査では、公民館長が兼務となっている割合は 23.3% となっております。

このことにつきましては、それぞれの自治体の事情により、館長の配置に違いがあるものと認識しております。

市におきましても、そういう状況を踏まえて、社会教育課長が社会教育課と一体的に公民館業務を進める観点から、兼務をしているところでございます。

以上でございます。

(再質問)

公民館運営審議会において、館長が公民館に不在であることについて議論されたことはあるか。

教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。

公民館運営審議会におきましては、館長の諮問によりまして公民館運営の内容について審議いただくところでございます。

すでに館長がおりますので、館長がどうという話をしていただいたことはございません。

以上でございます。

【担当：教育総務部 社会教育課】